

第2次 鈴鹿市男女共同参画 基 本 計 画 概要版

平成28年度～35年度

鈴 鹿 市

目的

『男女共同参画社会の実現』

目標

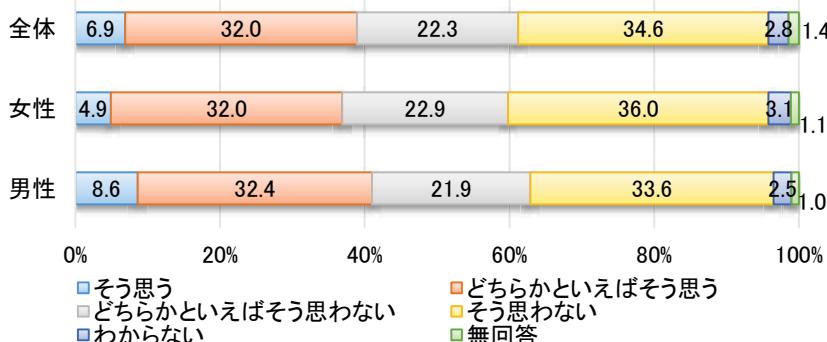
『誰もが個性と能力を十分に發揮し、
夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」』

鈴鹿市男女共同参画都市宣言より

次の3つの課題に取り組み、
目標達成を目指します！

課題1 男女共同参画意識の向上

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方
についてどう思いますか



平成25年度男女共同参画に関するアンケート調査結果より

70歳代以上においては、男女ともに性別役割分担意識が強い傾向が見られ、意識啓発を工夫する必要があります。また、20歳代の女性においても性別役割分担意識が強い傾向が見られたことから、社会情勢等その原因となる背景について検証するとともに、課題解決に向けた取組が求められています。

■課題解決のための取組み

・性別による固定的役割分担意識の解消

啓発活動、学習機会の充実、様々な情報ツールによる広報活動と情報発信を展開します。

・市の制度・施策における男女共同参画

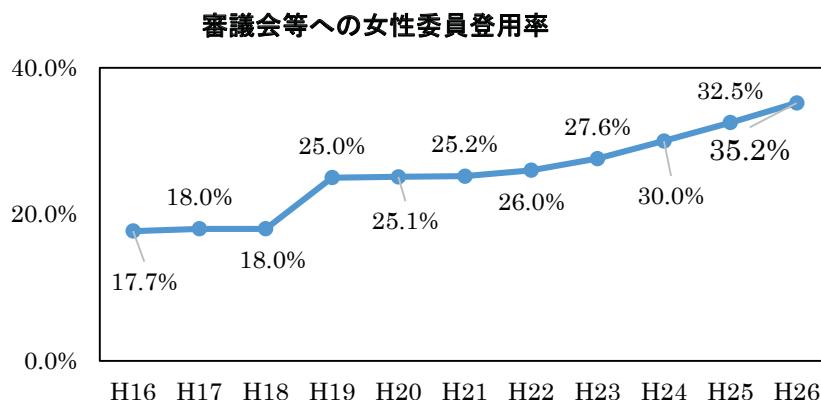
市職員の意識を向上し、市の制度・施策を男女共同参画の視点で検証します。

・一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり

性別に関わらず、誰もが参画できる地域コミュニティの形成をめざします。

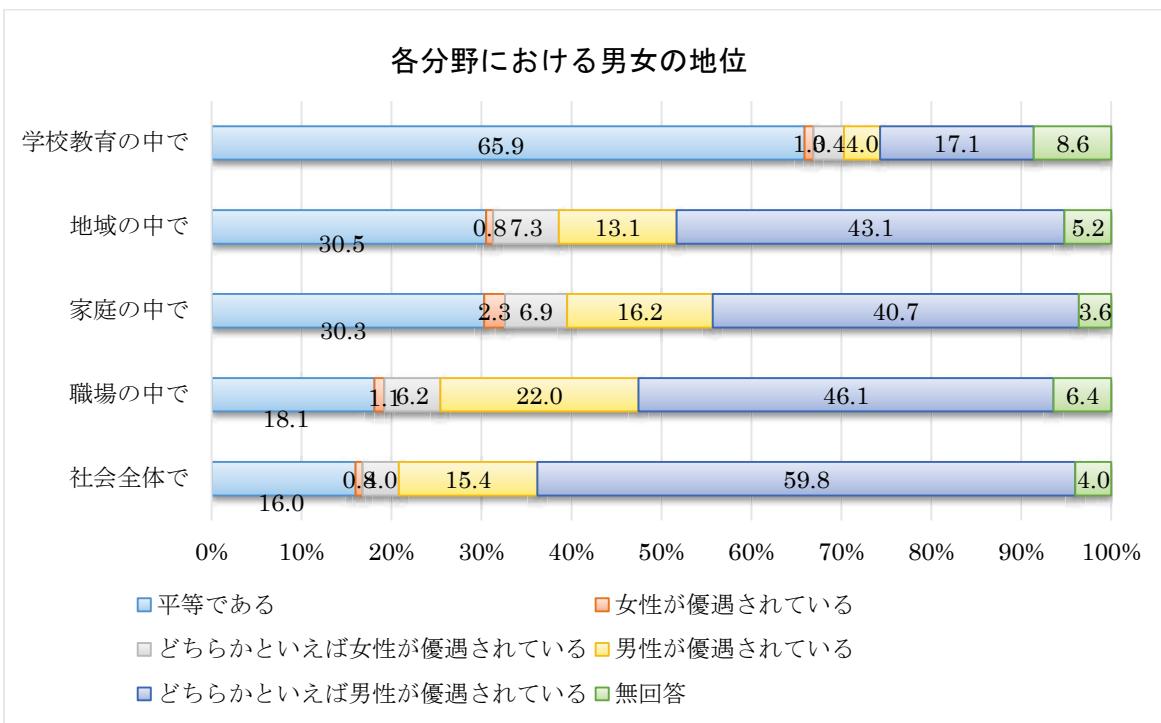
重点課題

課題2 あらゆる分野における男女共同参画の推進



平成 26 年度鈴鹿市男女共同参画基本計画進捗状況評価結果より

国は、2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30% にするという目標を掲げて取り組んでおり、鈴鹿市では平成 24 年度にその目標値をクリアし、平成 26 年度には 35.2% まで達しました。そこで今後は、男女の比率に着目したバランスのとれた委員構成を目標として取り組みます。



平成 25 年度男女共同参画に関するアンケート調査結果より

公の場や教育の場以外の分野では以前より「男性が優遇されている」と感じる場面が増えていくようです。社会状況の変化により生じる影響について、各分野の事業を通して課題を見いだし、改善に向けて対応策を講じる必要があります。

■課題解決のための取組み

・審議会等における男女比率の適正化

市の制度・施策に市民の意見を公平に反映させるため、いずれの性も 40% を下回らないように努めます。

・行政や企業等組織における女性登用促進

あらゆる組織や団体の意思決定の場や指導的立場に女性の参画を進むよう関係機関に働きかけます。また、各機関がそのために取り組む計画的な人材育成に対し、情報提供や支援体制の充実に努めます。

・ワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化や核家族化が進む社会の中で、働き方の見直しや多様な働き方を可能にする制度の構築など、意識啓発と仕組みづくりに努めます。

・女性の自立・起業等への支援

女性の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、スキルアップや起業に関する講座の開催、情報提供、支援制度の周知に努めます。

・男女がともに参画する地域活動

自治会活動や地域づくり活動にあらゆる世代の男女がともに参画することを促進し、男女共同参画の視点に立った「自助」「共助」のまちづくりをめざします。

・防災分野における男女共同参画の推進

災害対策や復興支援の場に必要な男女共同参画の視点を広めることで、多様なニーズに対応できる防災体制の構築に努めます。

課題3 ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

ジェンダー意識は、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」といった性別役割分担意識につながることが多く、そのような意識が原因で生きづらさを感じ、心身の不調を招くケースも少なくないことから、男女を問わず生涯を通した健康支援が必要となっています。

さらに、L G B T（女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、そして性同一性障害含む性別越境者など（トランスジェンダー）の人々を意味する頭字語）に関する情報提供や理解を深めるための学習機会の充実など、新たな課題への対応も求められています。

また、D V（デートDV含む）の被害者にも加害者にもならないための啓発事業や予防教育、支援に関する情報提供などの充実が求められます。

■課題解決のための取組み

・相談事業の充実

ジェンダーやフェミニズムの視点に立った相談を通じて、相談者の自尊感情の向上とエンパワメントを図ります。

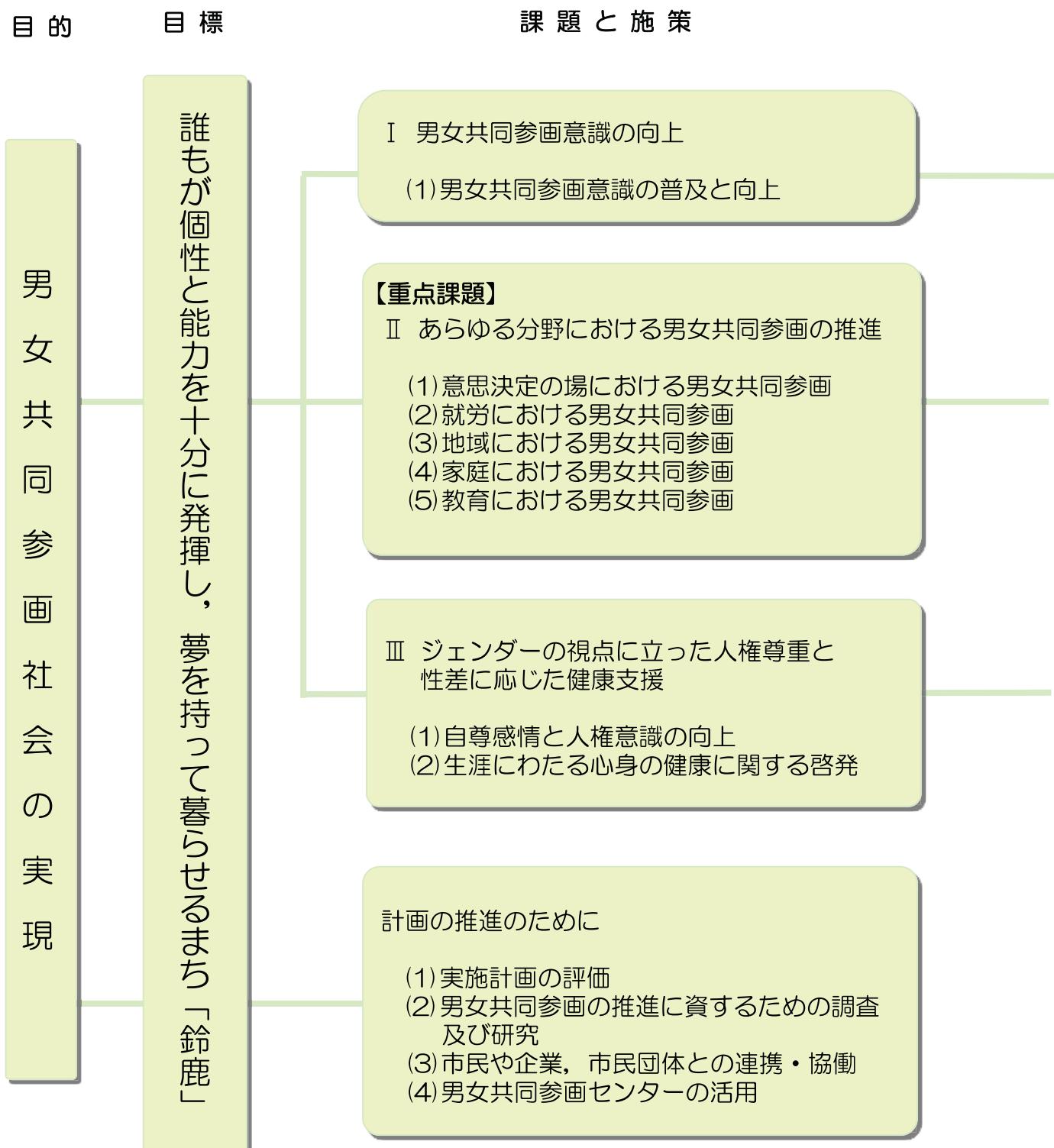
・セクハラやD Vの撲滅

人権を無視した行為が犯罪であることを周知するとともに、予防するための啓発活動に努めます。また女性相談所や児童相談所、警察等の関係機関との連携を強め、被害者の保護と支援に努めます。

・心身の健康支援

ジェンダーに起因する心身の不調への理解と予防や、男女の特性に応じた生涯にわたる健康支援について、学習機会の充実や啓発活動に取り組みます。

計画の体系



単位施策

(1)男女共同参画意識の普及と向上

- 1 性別による固定的役割分担意識の解消
- 2 市の制度・施策における男女共同参画
- 3 一人ひとりの生き方を尊重する地域づくり

(1)意思決定の場における男女共同参画

- 1 審議会等における男女比率の適正化
- 2 行政や企業等組織における女性登用促進

(2)就労における男女共同参画

- 1 雇用における男女の格差解消
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 ライフステージに応じた就労支援
- 4 女性の自立・起業等への支援
- 5 育児・介護休暇等の取得促進

(3)地域における男女共同参画

- 1 男女がともに参画する地域活動
- 2 防災分野における男女共同参画の推進

(4)家庭における男女共同参画

- 1 家庭生活で育む男女共同参画
- 2 男性の家庭参画を促進する学習機会の充実

(5)教育における男女共同参画

- 1 人権尊重意識を高める教育・保育の充実
- 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 3 メディア・リテラシーの向上

(1)自尊感情と人権意識の向上

- 1 相談事業の充実
- 2 セクハラやDVの撲滅

(2)生涯にわたる心身の健康に関する啓発

- 1 心身の健康支援
- 2 性に関する正しい知識の普及

男女共同参画都市宣言

(鈴鹿市制施行70周年・鈴鹿市男女共同参画センター開設10周年の年に)

自然の恵みと伝統や文化に育まれたまち、
人々の絆に支えられた、活力に満ちたまち、
このまちを愛し、未来に向けて歩むわたしたちは、
性別にかかわらず、男女があらゆる分野において
個性と能力を十分に發揮し、
夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」の実現をめざし、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

鈴 鹿 市

■ 第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画(概要版)

平成28年度～平成35年度

発 行 鈴鹿市地域振興部男女共同参画課

〒513-0801 鈴鹿市神戸二丁目15番18号

TEL 059-381-3113 FAX 059-381-3119